

具体的勘定科目

前節で説明したような勘定科目を使用して仕訳を起こしますが、その中でも販売費及び一般管理費に該当するもので、使用頻度が高い経費勘定科目を詳しく説明していきます。

1

法定福利費

法定福利費とは、健康保険や厚生年金の会社負担分の費用に使用する勘定科目です。この勘定科目には、労働保険料も含まれます。

健康保険や厚生年金の従業員負担分は、納付するまで「預り金」勘定で処理します。
(仕訳例)

給料 500,000 円から所得税 20,000 円と社会保険料 50,000 円を控除した 430,000 円を現金で支給した場合

(借方) 給料手当	500,000円	(貸方) 現金	430,000円
		(貸方) 預り金	20,000円
		(貸方) 預り金	50,000円

社会保険料の、預かった分 50,000 円と会社負担分 50,000 円を合わせた 100,000 円を普通預金より支払った場合

(借方) 法定福利費	50,000円	(貸方) 普通預金	100,000円
(借方) 預り金	50,000円		

法定福利費は通常課税対象外取引となりますが、適格退職年金契約等の保険料のうち、事務手数料は課税仕入となり仮払消費税が発生します。

2

福利厚生費

福利厚生費とは、従業員の慰安・健康等に関する費用をいいますが、消費税の観点から見ると非課税取引・課税取引・課税対象外取引・免税取引が混在する費用です。その区分で福利厚生費を分類すると次のようになります。

(1) 課税取引

- ・ 社宅・独身寮等の維持運営費
- ・ 国内の社員旅行費
- ・ 従業員の冠婚葬祭に関する祝品・生花・花輪代等（得意先等に対するものは、接待交際費となります）

- ・忘年会・歓送迎会費用（これらの費用で特別地方消費税が課税されている場合には、その税金については課税対象外です）
- ・定期健康診断費用
- ・運動会・文化祭等の費用

(2) 非課税取引

- ・借上げ社宅等の支払家賃

(3) 課税対象外取引

- ・従業員の冠婚葬祭に関して支給する慶弔金（得意先等に対するものは、接待交際費となります）
- ・借入金に対する利子補給金
- ・社員旅行費用の補助金
- ・忘年会・歓送迎会費用の補助金
- ・運動会・文化祭等の費用の補助金

(4) 免税取引

- ・社員旅行の費用のうち外国旅行に対する費用



3

旅費交通費

旅費交通費とは、交通機関の利用料等をいいますが、消費税の観点からみると免税取引・課税取引・課税対象外取引が混在する費用です。その区分で旅費交通費を分類すると次のようになります。

(1) 課税取引

- ・ 電車・バス・タクシー等の交通費
- ・ 高速道路 行料及び駐車場代
- ・ 出張費・宿泊費・日当等の交通費（通常必要と認められる金額）
- ・ 国内転勤の支度金・海外出張のための支度金
- ・ 旅客サービス施設使用料

(2) 課税対象外取引

- ・ 外国におけるホテル代・交通費等

(3) 免税取引

- ・ 外国出張のための旅費・日当
- ・ 国内と外国間の航空運賃

- ◆社員や役員に支給する通勤費は一定の要件を満たせば所得税がかかりません。所得税がかからない通勤費をまとめると次のようになります。

区 分		課税されない金額
①交通機関又は有料道路を利用している者に支給する通勤手当		1ヶ月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度100,000円)
②自転車や自動車などの交通用具を使用している者に支給する通勤手当	通勤距離が片道35キロメートル以上である場合	20,900円 運賃相当額が20,900円を超える場合には、その運賃相当額(最高限度100,000円)
	通勤距離が片道25キロメートル以上35キロメートル未満である場合	16,100円 運賃相当額が16,100円を超える場合には、その運賃相当額(最高限度100,000円)
	通勤距離が片道15キロメートル以上25キロメートル未満である場合	11,300円 運賃相当額が11,300円を超える場合には、その運賃相当額(最高限度100,000円)
	通勤距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である場合	6,500円
	通勤距離が片道2キロメートル以上10キロメートル未満である場合	4,100円
	通勤距離が片道2キロメートル未満である場合	(全額課税)
③交通機関を利用している者に支給する通勤用定期乗車券		1ヶ月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度100,000円)
④交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している者に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券		1ヶ月当たりの合理的な運賃等の額と②の金額との合計額 (最高限度100,000円)

4

通信費

通信費とは、郵便・電話等の費用をいいますが、消費税の観点からみると課税取引・免税取引が混在する費用です。その区分で通信費を分類すると次のようになります。

(1) 課税取引

- ・国内における電信・電話・郵送料・FAX代
- ・電子メール・インターネット・データベースの国内サービス料

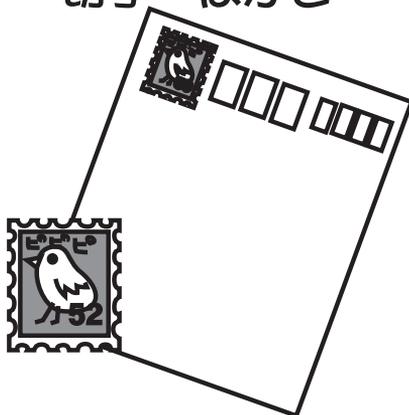
(2) 免税取引

- ・国際電信・国際電話料・国際郵便料
- ・電子メール・インターネット・データベースの国際サービスの加入料等

電話



切手・はがき



5

接待交際費

接待交際費とは、得意先等の接待や交際のための費用です。この費用は、他の費用と混同しやすい費用の上、消費税の取扱も複雑です。

(1) 接待交際費に該当するもの

接待交際費に該当する取引を消費税の観点から分類すると次のようになります。

①課税取引

- 1・接待のための飲食代・接待ゴルフ代（特別地方消費税とゴルフ場利用税は、課税対象外取引となります）
- 2・得意先の冠婚葬祭に関する祝品・生花・花輪代等（従業員等に対するものは、福利厚生費となります）
- 3・お中元・お歳暮等の贈答品
- 4・国内旅行の招待費
- 5・創業記念費用・社屋新築記念費用
- 6・役員等に対する渡切交際費で後に精算するもの

②課税対象外取引

- 1・得意先等の冠婚葬祭に関して支給する慶弔金（従業員に対するものは、福利厚生費となります）
- 2・運転手・女将に支払うチップ
- 3・使途不明な交際費

③非課税取引

- 1・商品券やビール券等の物品切手類

④免税取引

- 1・海外旅行の招待費

(2) 交際費と混同しやすい費用

- ①従業員慰安のための運動会・旅行等のための通常費用→福利厚生費
- ②カレンダー等の不特定多数の人に贈答する場合の通常費用→広告宣伝費
- ③会議に関連した弁当・お茶等の飲食代で通常要する費用→会議費
- ④売上割戻の基準により金銭・事業用資産を交付するための費用→売上割戻

(3) 交際費の限度額（税法の取扱）

交際費を支払っても全額が法人税法上費用となるものではありません。

費用となる金額については、交際費の内容と期末の資本金額によって異なります。



祝儀・香典・供花

中元・歳暮・てみやげ



6

広告宣伝費

広告宣伝費とは、不特定多数の人に商品・会社のイメージ等を広告したり、宣伝する費用です。この費用は、ほとんどのものが消費税の課税取引に該当します。

この広告宣伝費は、交際費・繰延資産と混同しやすいので注意が必要です。

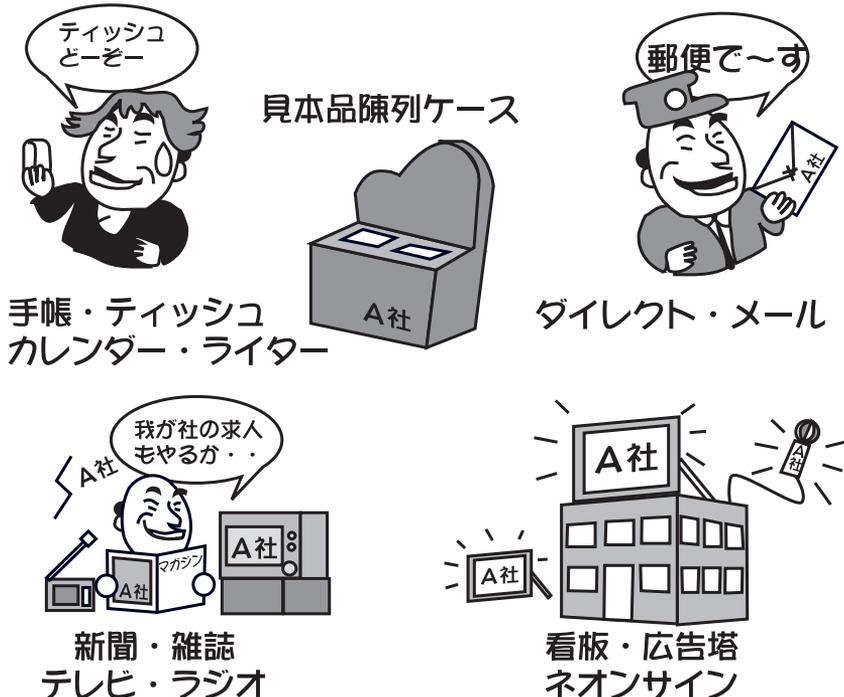
広告宣伝費に該当する取引を消費税の観点から分類すると次のようになります。

(1) 課税取引

- ・ コマーシャル等の企業イメージ広告費用
- ・ カタログ・ポスター等の制作費用
- ・ スポーツ大会の協賛金等
- ・ 共同展示会の負担金等
- ・ 共同展示会の負担金等
- ・ 求人広告のための費用(募集広告費として 勘定科目にする会社もあります)

(2) 非課税取引

- ・ 広告宣伝用にテレホンカードを制作する場合のテレホンカード本体



7

修繕費と資本的支出

修繕費とは、固定資産を今までと同じように使用するために支出する修理・維持管理・現状回復のための費用をいいます。それに対して、資本的支出とは、その固定資産の価値を増加させたり、使用可能期間を延長させるものをいいます。

(1) 修繕費

修繕費に該当する取引とは、次のようなものをいいます。この修繕費は、全額費用となります。

- ・ 床の張替・壁の塗装等
- ・ 機械等の部品交換・移設費用等
- ・ 地盤沈下等による土盛り・床あげ費用等

(2) 資本的支出

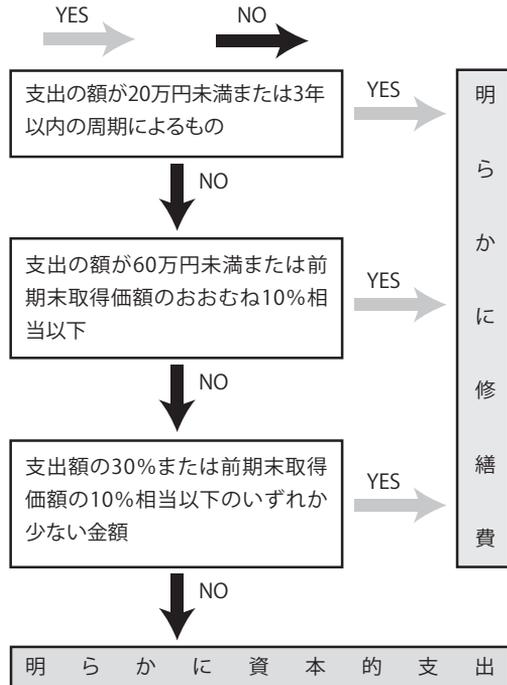
資本的支出に該当する取引とは、次のようなものをいいます。この資本的支出は、毎年その一部が減価償却費として費用となります。

減価償却については、Chapter6の「減価償却」を参照して下さい。

- ・ 建物に避難階段を取り付ける等付加した部分にかかる費用
- ・ 用途変更のために模様替えした場合の改装・改造に要した費用
- ・ 機械等の部品を取り替えることにより品質・性能をアップさせる費用

(3) 修繕費と資本的支出の区分

修繕費と資本的支出の判断基準は、右のフローチャートになります。



8

地代家賃

地代家賃とは、賃貸借契約による家賃や駐車場代をいいます。この費用も、課税取引と非課税取引を混同しやすい費用です。

消費税の取扱により区分すると、次のようになります。

(1) 課税取引

- ・ 駐車場代（時間制の駐車場代は、旅費交通費になります）
- ・ 事務所・工場等住宅以外の家賃
- ・ ビルの共益費・管理費
- ・ 共同店舗の負担金

(2) 非課税取引

- ・ 住宅に対する家賃